



平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	※ 連結申告 一連番号 連結グループ整理番号 連結事業年度(至)
納税地	電話() -	連結親法人整理番号					申告年月日 申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分
(フリガナ) 連結親法人名		経理責任者 自署押印					通信日付印 確認印 省略 直前年度処理
(フリガナ) 代表者自署押印		旧納税地及び 旧法人名等		貸借対照表、損益計算書、株主(社員)変動目録、資本等変動計算書又は損益金処分表、定款、規約、事業概況書、組織再編に係る移転資産等の明細書			年 月 日 年 月 日
代表者住所		添付書類					翌年以降送付要否 要 ○ 否 ○ 適用額明細書提出の有無 有 ○ 無 ○ 税理士法第30条の書面提出有 ○ 税理士法第33条の2の書面提出有 ○

別表一(二)(三) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(特定の医療法人の分...平二十四・四・一以後終了連結事業年度分)

平成 年 月 日

連結事業年度分の

申告書

平成 年 月 日

		十億	百万	千	円			十億	百万	千	円
連結所得金額又は連結欠損金額(別表四の二「56の①」)	1					この申告による還付金額	14				
法人税額(32)	2					この申告が修正申告である場合	15				
法人税額の特別控除額(別表六の二「(2)」+別表六の二「(4)」+別表六の二「(5)」+別表六の二「(6)」+別表六の二「(7)」+別表六の二「(8)」+別表六の二「(9)」+別表六の二「(10)」+別表六の二「(11)」+別表六の二「(12)」+別表六の二「(13)」+別表六の二「(14)」+別表六の二「(15)」+別表六の二「(16)」+別表六の二「(17)」+別表六の二「(18)」+別表六の二「(19)」+別表六の二「(20)」)	3					この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((13)-(20)若しくは((13)+(21))又は(21)-(47))	16				
差引法人税額(2)-(3)	4					この申告が修正申告である場合	17				
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5					この申告が修正申告である場合	18				
課税土地譲渡利益金額(別表三(一)「24」+別表三(二)の二「25」+別表三(三)「20」)	6				000	この申告が修正申告である場合	19				
同上に対する税額(33)+(34)+(35)	7					この申告が修正申告である場合	20				
法人税額計(4)+(5)+(7)	8				00	この申告が修正申告である場合	21				
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	9					この申告が修正申告である場合	22				00
控除税額((8)-(9)+(38)のうち少ない金額)	10					この申告が修正申告である場合	23				
差引連結所得に対する法人税額(8)-(9)-(10)	11				00	この申告が修正申告である場合	24				
連結中間申告分の法人税額	12				00	この申告が修正申告である場合	25				
控引この申告の申告額に納付すべき法人税額(11)-(12)の額は、(15)へ記入	13				00	この申告が修正申告である場合	26				
法人税額の計算(1)の金額又は800万円×(27)相当額のうち少ない金額	27				000	この申告が修正申告である場合	30				
(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(27)	28				000	この申告が修正申告である場合	31				
連結所得金額(1)+(27)+(28)	29				000	この申告が修正申告である場合	32				
土地譲渡税額(別表三(二)「27」)	33				0	この申告が修正申告である場合	35				00
同上(別表三(二)「28」)	34				0	この申告が修正申告である場合					
所得税の額(別表六の二(一)「6の③」)	36					この申告が修正申告である場合					
外国税額(別表六の二(二)「17」)	37					この申告が修正申告である場合					
計(36)+(37)	38					この申告が修正申告である場合					
控除した金額(10)	39					この申告が修正申告である場合					
控除しきれなかった金額(38)-(39)	40					この申告が修正申告である場合					

法 0301-0103-02

税理士 署名押印